

医師養成数の拡大に関する意見書

現在、医師不足は、地方及び都市部を問わず深刻な問題となっており、医師不足で閉鎖に追い込まれる病院や診療科が続発しており、地域医療が崩壊に追い込まれる危機的な状況にある。

このような状況のもと、国は、昨年、「医師の需給に関する検討会」を発足させ、今年の7月に報告書を提出したが、その基本は、これまで国がとってきた「将来は医師の需給が均衡し、必要な医師数が充足される」との論を変えず、当面の「暫定的な医師の養成増」にとどまっている。また、その報告書に基づいた「新医師確保総合対策」も十分とはいえず、一層の対策が必要である。

そもそも日本は、医師の絶対数（全国平均は人口10万人対200人、同秋田県180人）が不足しており、国際的に見てもドイツやフランスの6割、OECD（同平均290人）の中でも28番目という低さである。これにもかかわらず、医師過剰論を盾に大学定員を10%も削減した結果、今日の事態を生じさせており、医師養成数の大幅な引き上げが緊急に求められている。

よって、国においては、医師確保の危機的状況を打開し、地域住民の医療を確保するため、当面OECD加盟国並みの医師数を目指し、医師養成数を大幅に拡大するよう強く要請するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年12月22日

秋田市議会

内閣総理大臣	安	倍	晋	三	様
文部科学大臣	伊	吹	文	明	様
厚生労働大臣	柳	澤	伯	夫	様
衆議院議長	河	野	洋	平	様
参議院議長	扇		千	景	様

平成18年12月22日

内閣総理大臣 安倍 晋 三 様

秋田市議会

議長 赤 坂 光 一

意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により議決した意見書を、別紙のとおり
提出いたします。

担当 議事課

石 川

電話 018(866)2233

医師養成数の拡大に関する意見書

現在、医師不足は、地方及び都市部を問わず深刻な問題となっており、医師不足で閉鎖に追い込まれる病院や診療科が続発しており、地域医療が崩壊に追い込まれる危機的な状況にある。

このような状況のもと、国は、昨年、「医師の需給に関する検討会」を発足させ、今年の7月に報告書を提出したが、その基本は、これまで国がとってきた「将来は医師の需給が均衡し、必要な医師数が充足される」との論を変えず、当面の「暫定的な医師の養成増」にとどまっている。また、その報告書に基づいた「新医師確保総合対策」も十分とはいえず、一層の対策が必要である。

そもそも日本は、医師の絶対数（全国平均は人口10万人対200人、同秋田県180人）が不足しており、国際的に見てもドイツやフランスの6割、OECD（同平均290人）の中でも28番目という低さである。これにもかかわらず、医師過剰論を盾に大学定員を10%も削減した結果、今日の事態を生じさせており、医師養成数の大幅な引き上げが緊急に求められている。

よって、国においては、医師確保の危機的状況を打開し、地域住民の医療を確保するため、当面OECD加盟国並みの医師数を目指し、医師養成数を大幅に拡大するよう強く要請するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年12月22日

秋田市議会

内閣総理大臣 安 倍 晋 三 様

平成18年12月22日

厚生労働大臣 柳 澤 伯 夫 様

秋田市議会

議長 赤 坂 光 一

意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により議決した意見書を、別紙のとおり
提出いたします。

担当 議事課

石 川

電話 018(866)2233

医師養成数の拡大に関する意見書

現在、医師不足は、地方及び都市部を問わず深刻な問題となっており、医師不足で閉鎖に追い込まれる病院や診療科が続発しており、地域医療が崩壊に追い込まれる危機的な状況にある。

このような状況のもと、国は、昨年、「医師の需給に関する検討会」を発足させ、今年の7月に報告書を提出したが、その基本は、これまで国がとってきた「将来は医師の需給が均衡し、必要な医師数が充足される」との論を変えず、当面の「暫定的な医師の養成増」にとどまっている。また、その報告書に基づいた「新医師確保総合対策」も十分とはいえず、一層の対策が必要である。

そもそも日本は、医師の絶対数（全国平均は人口10万人対200人、同秋田県180人）が不足しており、国際的に見てもドイツやフランスの6割、OECD（同平均290人）の中でも28番目という低さである。これにもかかわらず、医師過剰論を盾に大学定員を10%も削減した結果、今日の事態を生じさせており、医師養成数の大幅な引き上げが緊急に求められている。

よって、国においては、医師確保の危機的状況を打開し、地域住民の医療を確保するため、当面OECD加盟国並みの医師数を目指し、医師養成数を大幅に拡大するよう強く要請するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年12月22日

秋田市議会

厚生労働大臣 柳 澤 伯 夫 様

平成18年12月22日

文部科学大臣 伊 吹 文 明 様

秋 田 市 議 会

議 長 赤 坂 光 一

意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により議決した意見書を、別紙のとおり
提出いたします。

担 当 議 事 課

石 川

電 話 018(866)2233

医師養成数の拡大に関する意見書

現在、医師不足は、地方及び都市部を問わず深刻な問題となっており、医師不足で閉鎖に追い込まれる病院や診療科が続発しており、地域医療が崩壊に追い込まれる危機的な状況にある。

このような状況のもと、国は、昨年、「医師の需給に関する検討会」を発足させ、今年の7月に報告書を提出したが、その基本は、これまで国がとってきた「将来は医師の需給が均衡し、必要な医師数が充足される」との論を変えず、当面の「暫定的な医師の養成増」にとどまっている。また、その報告書に基づいた「新医師確保総合対策」も十分とはいえず、一層の対策が必要である。

そもそも日本は、医師の絶対数（全国平均は人口10万人対200人、同秋田県180人）が不足しており、国際的に見てもドイツやフランスの6割、OECD（同平均290人）の中でも28番目という低さである。これにもかかわらず、医師過剰論を盾に大学定員を10%も削減した結果、今日の事態を生じさせており、医師養成数の大幅な引き上げが緊急に求められている。

よって、国においては、医師確保の危機的状況を打開し、地域住民の医療を確保するため、当面OECD加盟国並みの医師数を目指し、医師養成数を大幅に拡大するよう強く要請するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年12月22日

秋田市議会

文部科学大臣 伊 吹 文 明 様